

令和7年4月1日より 入院時食事療養標準負担額 価格改定のお知らせ

今般の食材料費の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時食事療養費が見直され、下記のとおり施行となります。

なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。
ご理解のほどよろしくお願いたします。

区分	負担額(非課税)	
	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日より
一般	490円/食	→ 510円/食
住民税非課税世帯 (区分Ⅱ)※	過去1年間の入院 期間が90日以内	230円/食 → 240円/食
	過去1年間の入院 期間が90日超	180円/食 → 190円/食
該当なし (区分Ⅰ)※	110円/食	→ 110円/食

※住民税非課税世帯、70歳以上における区分Ⅱ、Ⅰにつきましては、限度額適用・標準負担額減額認定証で確認させていただきます。4階⑥番窓口へご提出ください。
なお、マイナンバーカードで受診の場合は提出不要です。